

配信日 令和2年10月20日

リサイクル業者に強引に貴金属を買い取られた！

【相談内容】

- リサイクル業者から「不用品を買い取りたい」との電話があり、古い着物を処分しようと思い、来訪を承諾した。
- その後、男が訪問したが、準備していた着物には触れず「貴金属はないか。見せるだけでいい」と言ってきた。
- しつこかったので、見せるだけのつもりで、アクセサリー数点をもってきたところ、強引に安値で買い取られてしまった。

《アドバイス》

- 不用品買い取りの名目で来訪しますが、ねらいは貴金属です。
- 「見せるだけでいい」などと言葉巧みに貴金属をもってこさせ、強引に買い取っていきます。
- 売りたい物にまで話が及んだ場合は「お断りします」ときっぱりと断り、安易に貴金属を見せたりしないようにしてください。
- 8日間以内はクーリングオフが可能で、物品の引き渡しを拒むことができます。
- トラブルにならないためにも、事例のような電話があっても家に入れないようにしてください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**(または消費者ホットダイヤル**188**)

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)